

妊婦健康診査費助成事業を拡充します

これまで、市では、妊娠中の方に健やかな妊娠期を過ごしていただく、安心して出産を迎えていただけるように、妊娠二十二週以降の妊婦健康診査に対して、一万五千円を上限として一回のみ健診費用を助成してまいりました。

平成二十年度からは、さらに充実した妊娠期を過ごしていただけるように、四月一日以降に受診された妊婦健康診査費用のうち、助成金額の上限を三万一千円（一万三千円×一回、三千円×六回の計七回分）に引き上げて、制度の拡充を行います。

【助成の方法】
この制度は、母子健康手帳の交付手続きの際に、申請書を提出していただくことで、妊婦健康診査受診券（受診券）をお渡

しするものです。受診時に受診券を医療機関に提出していただく、自己負担額から助成額が差し引かれます。

また、県外の医療機関での受診など受診券を使用できない場合は、いったん自己負担額を支払いいただき、後で助成額を支給する償還払い制度もありますので、お問い合わせください。

【ケースと手続き】

すでに受診券の交付を受け、四月一日以前に受診券を使用した場合

■拡充後の助成制度を活用して新たに助成を受けることはできません。

すでに受診券の交付を受けたが、まだ受診券を使用されていない場合

■拡充後の助成額（上限三万一千円）の受診券に交換することができます。

手続き

現在お持ちの受診券、母子健康手帳、印鑑を持って、保健センターへお越しください。

すでに母子健康手帳の交付を受けたが、まだ受診券の申請をされていない場合

■拡充後の助成額（上限三万一千円）の受診券を交付します。



千円）の受診券を交付します。

手続き

母子健康手帳、印鑑を持って、保健センターへお越しください。

これから母子健康手帳の交付を受けられる場合

■拡充後の助成額（上限三万一千円）の受診券を交付します。

手続き

妊娠届出書、印鑑を持って、保健センターへお越しください。

平成十九年一月二日以降に加東市に転入された場合は、申請時に所得証明書（一月一日に住所のあった自治体で発行されます）が必要です。申請前に左記までお問い合わせください。

問い合わせ

保健センター

42・2800

障害者生活支援センター開設のお知らせ

四月一日から、社庁舎の福祉部（福祉事務所）内に障害者生活支援センターを設置しました。

センターの運営は市が医療法人に委託して行い、専門的な知識を持った職員を配置しています。

身体障害者、知的障害者、精神障害者やそのご家族が、自宅や地域で安心して生活を送っていただけるように、各種福祉制度の紹介や相談、支援、調整などを行っています。

【主な事業内容】

- 身体障害者・知的障害者・精神障害者相談支援事業
- 福祉サービス利用援助
- 社会生活を高める支援
- ピア・カウンセリング
- 専門機関への紹介
- 社会参加促進への支援
- 権利擁護のための支援
- 発達障害者（児）療育等支援事業
- 発達障害者（児）または保護者に対する相談および必要に応じた発達検査など
- 保護者研修や個別プログラムによる療育支援
- ペアレント・トレーニングの

実施

精神障害者支援事業

○精神障害者社会復帰支援（精神デイケア）事業の実施

○生活支援事業（生活訓練等事業）の実施

地域で生活されている障害者をお持ちの方やご家族のための相談窓口です。

どうぞ、お気軽にご相談ください。

問い合わせ

障害者生活支援センター

43・0409

□開所時間 平日の八時三〇分

〜十七時三〇分

